

利 用 上 の 注 意

本書は、平成28年経済センサス - 活動調査の「卸売業、小売業」に関する確報について、鳥取県が独自集計したものです。

経済センサス - 活動調査（平成24年及び平成28年）において、事業所数、従業者数、売場面積は、調査日現在の数値を把握しているため、平成24年及び平成28年と表記しています。また、年間商品販売額は、調査日の前年1年間の数値を把握しているため、平成23年及び平成27年と表記しています。

1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態について、全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査

3 調査期日

平成28年6月1日

4 調査対象

全国すべての民営の事業所及び企業が対象

（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業を除く）

5 用語の解説

(1) 事業所は、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業は、主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。

- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売するもの。
 - ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）。
 - ⑤ 他の事業所のために、商品の売買の代理行為を行い又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。
- (3) 小売業は、主として次の業務を行う事業所をいう。
- ① 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
 - ② 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの。
- (4) 従業者数は、平成28年6月1日現在で当該事業所に所属して働いている人をいい、個人業主、無給家族従業者、有給役員及び常用雇用者の合計であり、臨時雇用者は含まない。
- (5) 年間商品販売額は、平成27年1年間における有体商品の販売額をいう。
- (6) 売場面積（法人組織の小売業のみ）は、平成28年6月1日現在で当該事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。
- なお、売場面積は、平成24年調査では法人組織及び個人経営の小売業について調査したが、平成28年調査では法人組織の小売業についてのみ調査した。
- (7) その他、用語の解説については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

6 事業所の産業の決定方法

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

経済センサス - 活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号の4桁で、産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって、卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類を格付する。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち、「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち、「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、

特殊な方法で格付を行っている。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

7 記号及び注記

- (1) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が、一致しない場合がある。
- (2) 皆無、該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは、「－」とした。
- (3) 四捨五入により数値が表示単位未満のものは、「0」または「0.0」で表した。
- (4) 数値が減少及びマイナスのものは、「△」で表した。
- (5) 集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合には、該当箇所を「X」として秘匿した。
また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が、合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。